

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年3月9日（金）第3397号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 条 例

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| ○鹿児島県いじめ再調査委員会条例（※）                                 | （学事法制課取扱い） | 1 |
| ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（※） | （情報政策課取扱い） | 2 |
| ○国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（※）                       | （農地整備課取扱い） | 3 |
| ○鹿児島県国民体育大会施設整備等基金条例の一部を改正する条例（※）                   | （総務企画課取扱い） | 4 |

## 条 例

鹿児島県いじめ再調査委員会条例をここに公布する。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県条例第1号

鹿児島県いじめ再調査委員会条例

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（第3条において「再調査」という。）を行う組織として、鹿児島県いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 再調査委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、いじめの問題に関し学識経験を有する者のうちから、必要の都度、知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、再調査が終了するまでとする。

（委員の職務）

第4条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長）

第5条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、再調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 再調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 再調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、再調査委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第2号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- |  |
|--|
| (4) 肝炎患者に対する肝炎の治療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの   |
| (5) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対 |

して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
1 知事	鹿児島県営住宅条例による旧特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	高等学校等奨学のための給付金支給事務であって規則で定めるもの	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 住民基本台帳法施行条例（平成14年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。
- 8 肝炎患者に対する肝炎の治療に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの

.....

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第3号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和44年鹿児島県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項本文中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に改め、「翌年度」の次に「の初日」を加え、同項ただし書中「指定する年度」の次に「の初日」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県国民体育大会施設整備等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第4号**

鹿児島県国民体育大会施設整備等基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民体育大会施設整備等基金条例（平成24年鹿児島県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿児島県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会施設整備等基金条例

第1条中「第75回国民体育大会」の次に「及び第20回全国障害者スポーツ大会」を、「鹿児島県国民体育大会」の次に「・全国障害者スポーツ大会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。